

答申第157号
平成25年7月18日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成25年4月9日付神行財管第171号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「解体承認書」及び「財産区と住民との対話議事録（公会堂解体についてH25.2.1以降）」の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

「解体承認書」及び「財産区と住民との対話議事録（公会堂解体についてH25. 2. 1 以降）」の公開請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求を行った。

「2013年2月1日に解体される予定であった西尻池公会堂（旧称）の解体に関する申請書類一式 {例えば、解体申請願、見積り書、神戸市長に対する解体願（行財政局が受けた神戸市長への財産区から申請された書類含む）}

解体承認書、並びに予算が次年度になった理由書 etc

2013年2月22日現在の西尻池財産区の財産区委員名簿

解任・新任の届出の控、委員会（役員会）議事録

財産区と住民との対話議事録（公会堂解体についてH25. 2. 1 以降）」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、上記請求のうち「解体承認書」及び「財産区と住民との対話議事録（公会堂解体についてH25. 2. 1 以降）」の請求（以下「本件請求」という。）に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、それ以外の請求に対しては、該当する文書を特定のうえ部分公開の決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件請求に該当する文書が存在するはずであるとして、異議申立てを行った。なお、申立人は、本件決定以外の上記（2）の部分公開の決定については異議申立てを行っていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成25年3月19日受付の異議申立書及び平成25年5月27日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 解体承認書について

取り壊しの決議の申請が今年の1月24日付で財産区より申請がなされた。その解体撤去工事の施工についての申請書類では、解体申請日が2月1日より行われる予定の申請書類であるが、申請より1週間未満で解体承認を行ったことが口頭でしかなされていないことが信じられない。「解体承認書」の存在なしに公金の支出計画を神戸市の職員が作成し神戸市長の決裁をもらうことなど考えられない。

実施機関の非公開理由説明書には、「平成 25 年度『実施計画書（予算）』に当該建物の解体費用等を計上する旨の報告を実施機関は受けている」と記載されている。

しかし、①その報告はいつ受けたのか？②その報告だけで解体承認したのか？③そもそも平成 25 年の予算とは期首と期末はいつからいつまでなのか？④平成 25 年実施計画予算が、解体工事後に承認されるということは物事の道理にあっていないのではないか？（平成 24 年度予算は収入総額 3262000 円で平成 24 年 5 月 11 日付にて神戸市長に承認申請書という文書で提出されている。その平成 24 年度予算には計上されていない。）つまり平成 25 年度予算は承認されてもいないのに、口頭だけで解体承認をしているとしか考えられない。そのような事務手続で、法的にも適正な手続であり、行政の行為として有効なのか疑問を生じる。

(2) 財産区と住民との対話議事録について

神戸市職員が関与した地域住民との業務日誌・会議メモ・議事録・覚え書き等がないと、どのような業務を神戸市職員が行っているか不明である。よって、2月に行われた地域住民との対話記録・対話議事録が存在すると考える。

実施機関の非公開理由説明書には、「2月の住民との対話は、西尻池財産区管理会を補佐するためだけ同席しただけ」と記載されているが、実施機関の人間がメモ・会議録・対話内容の備忘録を作成しないということは考えられない。なぜならば、行政事務をつかさどる人の業務日誌もなく、業務時間外の「仕事」をさせているのか。そしてその時間外の「仕事」に残業代などの業務外手当も支給されていないのかとの疑問が生じる。つまり、神戸市職員の仕事の管理のため、「復命書」等は必ず存在すると考える。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 5 月 8 日受付の非公開理由説明書及び平成 25 年 5 月 27 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 解体承認書について

旧公会堂は、大正期に建設され公会堂として使用されていた。その後（戦後）医療施設（診療所）として利用されていたが、施設の閉鎖に伴って平成 22 年 3 月に西尻池財産区管理会に返還され、西尻池財産区管理会の管理のもと現在に至っている。西尻池財産区管理会では、旧公会堂の今後の運用について検討を重ねてきた。今回、西尻池財産区管理会（平成 25 年 1 月 24 日付）より、「旧西尻池公会堂の解体撤去工事の施行について」工期、請負代金（予定）、支払時期及び支払い方法等の報告が実施機関に提出された。

西尻池財産区管理会についても、他の財産区管理会同様に、建物の解体費用やその他を執行するための必要経費などの予算について、市長保管金として本市で預かっている。当該予算については、財産区有財産管理規則第 5 条「実施計画書」の規定によ

り、西尻池財産区管理会が作成する「実施計画（予算）」に、当該建物の解体費用等の計上がなされ、その「実施計画（予算）」に対し、実施機関が承認するものである。したがって、解体工事単体について承認するという概念はそもそも存在しない。

なお、平成 25 年度実施計画（予算）に当該建物の解体費用等を計上する旨の報告を実施機関は受けている。しかし、西尻池財産区の平成 25 年度実施計画（予算）はまだ提出されていない。

実施機関は、本件請求の「解体承認書」を作成しておらず該当する文書は不存在のため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

(2) 財産区と住民との対話議事録について

申立人が主張する「2 月に行われた地域住民との対話」というのは、旧公会堂（建物や底地）の今後の運用等について、地域住民（自治組織）の意向を、西尻池財産区管理会が聞き取りを行う場であった。

実施機関としては、財産区制度に関する一般的な説明等において西尻池財産区管理会を補佐するため同席しただけであり、実施機関の議事録等は作成していない。また、住民及び管理会からも議事録等は入手していない。

実施機関は、本件請求の「財産区と住民との対話議事録（公会堂解体についてH25.2.1以降）」を作成又は取得しておらず該当する文書は不存在のため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人の行った公開請求のうち、異議申立ての対象である本件請求の内容は、「解体承認書」及び「財産区と住民との対話議事録（公会堂解体についてH25.2.1以降）」である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求に対して、該当する文書を作成又は取得していないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、該当する文書があるはずだとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件請求に該当する文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 解体承認書について

財産区有財産管理規則（昭和 40 年 2 月神戸市規則第 72 号）第 5 条第 1 項に、財産区管理会の会長は毎年、当該年度の管理会の実施計画書を作成しなければならないと規定されている。また、同条第 2 項において、実施計画書は財産区管理者、すなわち市長の承認を得なければならないとされている。

実施機関によると、一般に、財産区が経費の支出を伴う工事等を行う場合、その費用は当該年度の実施計画書の中に計上され、市長に提出される。市長は実施計画書を

承認することにより、そこに含まれた工事等についても承認することになるとのことである。なお、実施計画書の承認に際しては、財産区管理会会長あてに承認する旨の文書を作成し、通知している。

したがって、申立人が請求する「解体承認書」に該当する文書としては、旧公会堂の解体費用が計上された西尻池財産区の実施計画書に対する承認の文書が考えられるところであるが、実施機関によれば、西尻池財産区の平成 25 年度の実施計画書については、いまだ提出されていない。当然のことながら、これに対する承認もいまだなされておらず、承認の文書も作成されていない。

次に、実施計画書に対する承認の文書以外に「解体承認書」に該当する文書が存在するかどうかについてであるが、申立人は、平成 25 年 1 月 24 日付で旧公会堂の解体の申請書類が西尻池財産区より提出されているとして、それに対する市長の承認書があると考えられる旨の主張をしている。

審査会が当該文書を取り寄せて確認したところ、財産区管理会で検討を重ねた結果、解体工事に着手することを決めた旨を市長に報告する文書であり、市長による承認を求めた文書とは認められなかった。念のため実施機関に確認したが、当該文書に対する承認書は作成されていない。

なお、実施機関によると、当該文書を受け取ったものの、地域住民の一部より旧公会堂の活用等に関する要望書が財産区管理会に出されたことから、市としては、地域住民とよく協議するよう財産区管理会に要請したところである。現在は解体工事の実施は延期されている。

また、実施機関に確認したところ、500 万円を超える財産区会館の建設・修繕等の工事請負については、必ず事前に市と相談するよう、各財産区に指導しており、これまでに西尻池財産区からも、旧公会堂の解体を検討している旨の相談を受けたことがある。しかし、こうした相談は、当該工事が財産区制度の趣旨に沿った適切な用途であるか、過大な支出ではないか等の観点から市が指導・助言をするために行っているものであり、そこに工事単体ごとに承認するという行為は存在せず、したがって、承認書も存在しないとのことである。

以上から判断すると、解体承認書に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできず、該当文書を作成していないとする実施機関の主張は妥当であると認められる。

(4) 財産区と住民との対話議事録について

実施機関によると、平成 25 年 2 月に、西尻池財産区管理会会長と地域の自治会長が、旧公会堂の今後の運用等に関して面談しており、その場に市の職員が同席していた。申立人が請求する文書は、当該面談に関する議事録、復命書等、その内容について記載した文書であると考えられる。

実施機関に確認したところ、この面談は、旧公会堂を解体しようという財産区に対して、地域住民の一部から、旧公会堂の活用等に関する要望書が財産区管理会に提出

されたことを契機に、地域住民の意向を財産区管理会が聞き取るために実施されたものであり、市の職員は、財産区制度に関する一般的な説明等が必要とされた場合に、財産区管理会を補佐するために同席しただけであって、市として主体的に説明するために出席したものではないとのことである。

当日の出席者は、市の職員以外は財産区管理会会長と自治会長の 2 名のみであり、説明資料等の配布もなかった。面談の内容も、自治会長から財産区管理会会長に対し、事前に地域住民から提出された要望書とほぼ同じ内容の要望がなされたものであった。したがって、市としては、特に記録すべき内容がないと判断し、議事録等の文書は作成していない。また、管理会及び自治会からも議事録等は入手していないとのことである。

こうした状況から判断すると、当該面談は、基本的には財産区管理会と地域住民の間の話し合いであり、何らかの重要な議論が新たに交わされたような場合は別として、そうでなければ、同席した市の職員が議事録等を作成すべきものとまでは認められず、該当する文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張は不合理とはいえない。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年4月10日	—	* 諮問書を受理
平成25年5月8日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年5月27日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成25年5月27日	第267回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年6月17日	第268回審査会	* 審議
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議